

## 推薦図書、推薦講演の扱い規定

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 buildingSMART Japan（以下「当法人」という。）が外部組織の出版する図書を推薦する場合、または当法人が出版社から発行する図書に対する推薦、または外部組織が行う講演会に対する当法人の推薦などに関する扱い方について定める。

### (事務局の確認)

第2条 当法人に対する前条の推薦依頼は事務局が受け付け、事務局は次の事項をまず確認するものとする。

- イ) 依頼元の組織名、担当者とその連絡先、連絡方法
- ロ) 依頼の種類
  - a. 外部組織が出版する書籍に対する当法人の推薦依頼
  - b. 当法人が出版社から発行する図書に対する推薦依頼
  - c. 外部が企画して行われる講演会に対する当法人の推薦依頼

### (担当)

第3条 事務局は、前条の依頼があった旨を、依頼の趣旨に関係すると思われる委員会を担当する理事(以下、担当理事という。)に伝えるものとする。

2. 担当理事は、担当する委員会の委員長に指示を出し、第4条、および第5条に規定する処理に当たらせるものとする。
3. 担当理事は、依頼内容を経営委員会に報告するものとする。

### (最初の確認事項)

第4条 前条により処理を担当する委員会または小委員会は、最初に以下の事項を調べ、必要なデータを入手するものとする。

- イ) 依頼元の組織名、担当者とその連絡先、連絡方法
  - ロ) 依頼の種類
    - a. 外部が出版する書籍に対する当法人の推薦依頼
    - b. 外部が企画して行われる講演会に対する当法人の推薦依頼
  - ハ) 書籍の場合、発行の趣旨と目次案、該当箇所（全体か、一部か）、著者一覧
  - ニ) 講演会の場合、その趣旨とプログラム、発表者一覧（予定を含む）、会場
  - ホ) 可能な範囲で、該当する部分のゲラまたは原稿案のコピー入手
  - ヘ) 推薦に対する当法人への見返りの有無（謝礼金、書籍売価の割引、講演会への当法人会員の割引または無償参加など）
2. 前項の内容確認は、当法人が原稿を作成し外部出版社から出版する書籍に対する推薦

依頼の場合に準用するものとする。

(推薦の是非判断)

第5条 推薦の是非判断に当たっては、入手した情報から以下の事を確認し判断するものとする。

- イ) 当法人の定款第2条にある活動趣旨に沿っているかどうか。
- ロ) 当法人の活動または成果に対する記載がある場合、その内容が正確であるかどうか。  
この場合において、buildingSMART 標準に関する記載は正確性を損なわない範囲での省略も許容するかどうかも判断する。
- ハ) 競合する規格などの記載もある場合、その内容と当法人の内容が対等に扱われているかどうか。
- ニ) 記事の一部に対する推薦依頼の場合、書籍全体の内容において当法人が正当に扱われているかどうか。
- ホ) その他、公序良俗に反する記述、悪意を持った記述がないかの確認。

(結果報告)

第6条 推薦の判断結果は、該当する委員会の委員長から担当理事と事務局に書面で報告するものとするものとする。

- 2. 担当理事は、経営委員会に結果を報告するものとする。ただし、重要と思われる推薦依頼に関しては、経営委員会に最終判断を仰ぐことができる。
- 3. 経営委員会に報告された推薦依頼の結果は、事務局から速やかに依頼元に伝えるものとする。
- 4. 推薦を与えた出版元から発行された書籍、または実施された講演会の梗概は入手できるように依頼元に伝えるものとする。

(確認)

第7条 推薦を与えた図書、または講演会の梗概について、担当した委員会は該当箇所の確認を行う。この結果、不適切な表現あるいは発言が記載されている場合には、依頼元にその旨を伝えるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、経営委員会の決議によるものとする。

付則

- 1. この規程は、平成30年1月1日から施行する。(平成29年12月12日経営委員会 決)

以上